

規 則

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二二―一四四

埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―九九）の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「副参事」を 「副参事
番組室長」 に改め、「総務課の主幹（労働関係に関

する事務を所掌するものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。